

逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の見直しの方針

の概要について

1 逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱の見直しの方針

逗子市では、家庭用の生ごみ処理容器等を購入された方に、購入金額に応じて最高3万円までの助成金を交付しており、1年度に1回助成を受けることを可能としています。電動式生ごみ処理機については、耐用年数を考慮し助成金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年が経過するまでは再度電動式生ごみ処理機の助成を受けることを不可とします。

また、助成金は購入に対する補助という趣旨であることを考慮し、申請期間についても購入後1年間の期限を設けます。

＜令和7年度に電動式生ごみ処理機を購入した場合＞

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
交付決定						R13.4.1～ 申請可
耐用年数 6年間						
申請期間 (購入後1年間)						
購入						

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

3 改定理由

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表第一により、「電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器」についての耐用年数を6年としているため、電動式生ごみ処理機についての耐用年数も6年と想定されます。よって、耐用年数内に再度電動式生ごみ処理機の助成を受けることは助成金の趣旨にそぐわないため、一定期間助成を受けることを不可とすることが適当と考えます。

また、助成金は購入に対する補助という趣旨であることを考慮し、申請期限について購入後1年以内とすることが適当と考えます。